

第 1665 回 (1 月 23 日)

農家収入保険への接近

吉 井 邦 恒

本報告では、収入保険制度の経済的効果を整理した上で、1991 年から実施されてきているカナダの GRIP (総収入保険制度) の概要を紹介し、それに経済的な評価を加えた。

1. 収入保険の経済的効果

収入保険とは、ある作物に関してあるいは全作物を通じて、年間農業収入が過去何年かの平均収入あるいは期待収入の一定割合を下回らないことを保証する保険である。収入の減少要因は、収量の減少であっても価格の低下であってもかまわない。

収入保険は、農業者の年度間の農業収入の変動を抑制し、安定させるための制度であって、農業収入の水準そのものを高めるものではない。

収入保険の経済的な効果を考えてみよう。まず生産への影響は、農業者を危険回避的であると仮定すると、不確実性 (リスク) が減少するので、生産は増加する。この場合、生産中立的というよりは、リスクが改善される程度の高い作物の生産を刺激する可能性が高い。

次に、価格への影響については、生産の増加に伴い、農産物価格の水準は低下する可能性があり、価格支持政策が縮減された場合には価格自体は不安定化しよう。

このような生産増加および価格低下に加え、保険料の支払いによって、収入はやや低下するが安定化しよう。所得については、不確実性の除去に伴う生産の効率性改善や適正な資源配分により、増加する可能性がある。

2. カナダの GRIP の概要とその評価

(1) GRIP の概要

1991 年 3 月農家所得保護法 (FIPA) が可決され同年 4 月から GRIP が実施された。

GRIP とは基本的には、作物保険と収入保

険を組み合わせ、収入 = P (価格) $\times$ Q (生産量) を保証する制度である。カナダ各州ごとに、州政府の独自性が尊重されかなり異なる制度を実施している。これらを詳細にみると 4 通りに分類される。

まず、アルバータ州、マニトバ州など六つの州で実施されている方式は、作物保険と一体の形で PQ を保証する方式で、保険の加入、支払い等に関するデータとして農業者個人ベースのものをを用いている (第 1 方式)。この方式は GRIP 創設の基となった提言を踏襲したものである。ケベック州では、同様に作物保険と一体の形で PQ を保証する方式であるが、各種データは地域ベースのものをを用いている (第 2 方式)。

以上の二つの方式とは異なり、オンタリオ州では、 Q の低下による減収は作物保険で対応し、それと分離した別体系の価格保険により P の低下による減収を保証する方式により実施されており、データは個人ベースのものをを用いている (第 3 方式)。サスカチュワン州では、オンタリオ州と同様に P と Q を分離して保証する方式であるが、作物バスケットアプローチを採用し、かつ、データは地域ベースのものをを用いている (第 4 方式)。

(2) 経済的評価

これら各州で実施されている GRIP を、効率性 (資源配分を歪曲していないか)、農業者の受容度、政府のコストという三つの点から評価を試みた。

効率性についてみると、第 1 方式では逆選択やモラルハザードが生ずる可能性が高く、第 4 方式では起こりにくい。

また、農業者には、第 1 方式や第 2 方式が受け入れられやすく、第 4 方式は受け入れられにくい。

政府コストからみると、第 1 方式は、他の三つの方式と比べてコストが大きい。